

平成 26 年 12 月 22 日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市第 6 期介護保険事業計画・第 7 期高齢者福祉計画の策定について

- ・ 第 6 期介護保険事業計画期間における施設整備（見直し案）
について（資料 1） . . . 1
- ・ 新しい総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスの報酬単価
について（資料 2-1～2-2） . . . 2～3
- ・ 第 6 期介護保険料の算定状況について（資料 3-1～3-3） . . . 4～6
- ・ 第 6 期介護保険事業計画・第 7 期高齢者福祉計画（案）について
（資料 4-1～4-2） . . . 7、別冊

第 6 期介護保険事業計画期間における施設整備（見直し案）について

1 施設整備（案）の見直し経緯

介護付有料老人ホームについて介護専用型（要介護者と配偶者、3 親等以内の親族等に限定）から混合型（要介護者、要支援者及び自立した人）への転換等の要望が事業者から寄せられている。

2 介護付有料老人ホームの種別を介護専用型から混合型へ

この間、介護付有料老人ホームは特別養護老人ホームの代替機能を有する施設として、原則、介護専用型で整備を行ってきたが、全国、県内における介護付有料老人ホームは混合型が圧倒的に多い。

介護専用型から混合型に転換した場合、元気なうちに施設に入所し、要介護状態になっても、引き続き、同じ施設で介護が受けられることとなり、高齢化の進展、独居世帯や認知症が増加する中における利用者のニーズにも応えられ、施設側としても柔軟な運営ができる。

（参考）県内の介護付有料老人ホームの設置状況

	混合型		介護専用型		計	
	施設数	入居定員	施設数	入居定員	施設数	入居定員
上越市	2	222	4	227	6	449
新潟県	53	2,705	5	317	58	3,022

3 施設整備（見直し案）の考え方

既存の介護付有料老人ホームを介護専用型から混合型に転換する。

混合型への転換により、新たに介護付有料老人ホーム 98 人分の施設整備が可能となる。

混合型は元気な高齢者も入所可能な介護付有料老人ホームであり、先日、整備案として提示した特別養護老人ホームの代替機能を有する施設とならない。従って、177 床から有料老人ホーム 20 床を除き、意向調査により要望があった特別養護老人ホーム 11 床とグループホーム 9 床の枠を増やすことにより対応したい。

（参考）有料老人ホームの種類

種類	入居者	概要
介護付有料老人ホーム		
介護専用型	要介護者と配偶者、3 親等以内の親族等	・介護等のサービスが付いた高齢者向け居住施設 ・介護等が必要になってもホームが提供する「特定施設入居者生活介護」を利用しながらホームでの生活を継続することが可能
混合型	要介護者、要支援者及び自立した人	
住宅型有料老人ホーム	要介護者、要支援者及び自立した人	・生活支援等のサービスが付いた高齢者向け居住施設 ・介護が必要となった場合、訪問介護など外部事業者の介護サービスを利用しながらホームでの生活を継続することが可能
健康型有料老人ホーム	自立した人	・食事等のサービスが付いた高齢者向け居住施設 ・介護が必要になった場合に退去しなければならない

（参考）特定施設入居者生活介護の介護専用型 227 床を混合型に転換の考え方

混合型特定施設の必要利用定員総数が 227 人であり

混合型特定施設となっている有料老人ホーム等の総定員が 227 人であった場合、

推定利用定員総数を有料老人ホーム等の定員の 70%として設定することとした場合には、混合型特定施設の推定利用定員総数は 158 人

この場合、必要利用定員総数と推定利用定員総数の差である 69 人分を 70%で除した 98 人分についてさらに混合型特定施設の指定が可能となる。

必要利用定員総数	混合型特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等の総定員 推定利用定員総数	混合型特定施設の追加指定可能な有料老人ホーム等の推定利用定員総数 総定員
227 人	227 人 × 70% 158 人	混合型特定施設の追加指定が可能な推定利用定員総数 (227 人 - 158 人) 69 人 ÷ 70% 98 人

4 施設整備（見直し案）

施設種別	第 5 期計画	第 6 期計画案			第 6 期計画まで	
		27 年度	28 年度	29 年度		
特別養護老人ホーム	100 床 (1 施設)	121 床	71 床 (転換)	50 床 (増築)	-	1,474 床 (17 施設)
小規模特別養護老人ホーム	58 床 (2 施設)	29 床 (1 施設)	-	29 床 (1 施設)	-	194 床 (7 施設)
老人保健施設	-	-	-	-	-	917 床 (9 施設)
認知症高齢者グループホーム	39 床 (2 施設)	27 床 (2 施設)	-	27 床 (2 施設)	-	468 床 (30 施設)
計 (~)	197 床	177 床	71 床	106 床	-	3,053 床

小規模多機能型居宅介護事業所	168 人 (7 施設)	50 人 (2 施設)	-	50 人 (2 施設)	-	508 人 (21 施設)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 事業所	2 事業所	-	2 事業所	-	8 事業所

介護付有料老人ホーム	介護専用型 227 床から混合型 227 床に転換				
	50 床 (1 施設)	98 床	20 床 (転換)	78 床 (転換等)	-
					299 床 (5 施設+)

計画への登載方法については県に確認中

新しい総合事業の訪問型サービスの報酬単価（案）について

訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）及び 訪問型サービスB（住民主体による支援）を創設し、現行の介護予防訪問介護相当のサービスは、お風呂や排泄介助などの身体介護や、精神疾患などをお持ちの方、制限のある食事が必要な方などへの生活援助で、ある程度専門性を持った訪問介護員が必要な場合に提供するサービスとなります。また、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）は、生活援助等の方で に該当しない方が対象となります。今までの多くの利用者は、 のサービスへの移行を想定しています。

国が示す典型例

サービス種別	訪問介護 (現行の介護予防訪問介護相当)	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース 以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 ・制限のある食事が必要な者 等 <u>状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要であり、一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り住民主体の支援に移行していくことが重要</u>	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供	
実施方法	事業者指定	事業者指定または委託	補助(助成)
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者(訪問介護員又は一定の研修受講者)	ボランティア主体
利用者負担額	介護給付の利用者負担割合等を勘案 (下限は介護給付の利用者負担割合)	市町村が適切に設定	支援主体が設定 (無償や実費負担のみ等も考えられる)

市の案

実施主体	現行の介護予防訪問介護事業所	現行の介護予防訪問介護事業所	住民主体															
報酬及び利用者負担額	国が示す報酬単価を準用 (負担割合は1割。高額所得者は2割) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>要介護度</th> <th>内容</th> <th>サービス費用</th> <th>利用者負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">要支援1・2 相当</td> <td>週1回程度の利用</td> <td>月12,260円</td> <td>月1,226円 給付11,034円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度の利用</td> <td>月24,520円</td> <td>月2,452円 給付22,068円</td> </tr> <tr> <td>要支援2相当</td> <td>週2回程度を超える利用</td> <td>月38,890円</td> <td>月3,889円 給付35,001円</td> </tr> </tbody> </table>	要介護度	内容	サービス費用	利用者負担(1割)	要支援1・2 相当	週1回程度の利用	月12,260円	月1,226円 給付11,034円	週2回程度の利用	月24,520円	月2,452円 給付22,068円	要支援2相当	週2回程度を超える利用	月38,890円	月3,889円 給付35,001円	報酬単価、利用者負担ともに「現行の介護予防訪問介護相当」の7割程度を予定。 (負担割合は1割。高額所得者は2割)	・運営費の補助を行い、利用者負担が 緩和した基準によるサービスよりも低くなることを想定
要介護度	内容	サービス費用	利用者負担(1割)															
要支援1・2 相当	週1回程度の利用	月12,260円	月1,226円 給付11,034円															
	週2回程度の利用	月24,520円	月2,452円 給付22,068円															
要支援2相当	週2回程度を超える利用	月38,890円	月3,889円 給付35,001円															

新しい総合事業の通所型サービスの報酬単価（案）について（案）

通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）及び通所型サービスB（住民主体による支援）を創設し、現行の介護予防通所介護相当のサービスについては、専門的なサービスが必要な場合に提供するサービスとなります。今までの多くの利用者は、のサービスへの移行を想定しています。

国が示す典型例

サービス種別	通所介護 (現行の通所介護相当)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	通所介護と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース 「多様なサービス」の利用が難しいケース 集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	
実施方法	事業者指定	事業者指定 / 委託	補助(助成)
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体
利用者負担額	介護給付の利用者負担割合等を勘案 (下限は介護給付の利用者負担割合)	市町村が適切に設定	支援主体が設定 (無償や実費負担のみ等も考えられる)

市の案

実施主体	現行の介護予防通所介護事業所	現行の介護予防通所介護事業所	住民団体											
報酬及び利用者負担額	国が報酬単価を示したものを準用 (負担割合は1割。高額所得者は2割) <table border="1" data-bbox="602 1396 1350 1623"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>利用回数</th> <th>サービス費用</th> <th>利用者負担(1割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">要支援1・2 相当</td> <td>週1回程度</td> <td>月21,150円</td> <td>月2,115円 給付19,035円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>月42,360円</td> <td>月4,236円 給付38,124円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	利用回数	サービス費用	利用者負担(1割)	要支援1・2 相当	週1回程度	月21,150円	月2,115円 給付19,035円	週2回程度	月42,360円	月4,236円 給付38,124円	報酬単価、利用者負担ともに「現行の介護予防通所介護相当」の7割程度を予定。 (負担割合は1割。高額所得者は2割)	介護予防教室 対象: 要支援相当の人 内容: 理学療法士やスポーツ推進員等の有資格者による運動指導や脳トレを実施し、定期的に専門的な指導を受ける必要がある人の介護予防を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 一般介護予防事業で実施 </div> 通いの場 対象: 65歳以上の高齢者 内容: 高齢者が気軽に集える場づくりを目的に開催。高齢者が各自好きな活動を行う。ストレッチや市からの保健指導などを集団で実施する。
対象	利用回数	サービス費用	利用者負担(1割)											
要支援1・2 相当	週1回程度	月21,150円	月2,115円 給付19,035円											
	週2回程度	月42,360円	月4,236円 給付38,124円											

第 6 期介護保険料の算定状況について

平成 26 年 12 月 12 日現在

保険料基準額

第 5 期 (月額)

6,525 円

第 6 期 (月額)

6,491 円

(34 円減)

未確定要素等の反映により、最終的な保険料基準額は上記基準額から変更となる見込みです。

→ ・報酬改定の反映

前回からの変更要素は以下のとおり

- ・施設整備数の変更に伴う施設入所者数の増
- ・給付実績データ蓄積内容と施設整備内容の変更に伴う給付費の増減
- ・一定所得者負担増及び補足給付の資産等勘案に関する給付費削減係数 (国からの情報を反映)
- ・財政調整交付金後期高齢者加入割合補正係数 (国からの情報を反映させた後、過去実績を基に微調整)

介護保険料の算定式

3 か年分の給付費等合計 (標準給付費見込額 + 地域支援事業費)	...
× 65 歳以上負担率 (22%)	...
- 財政調整交付金相当額	...
- 基金取崩額	...
+ 財政安定化基金償還金	...
+ 市町村特別給付費	...
保険料必要額	...
÷ 保険料収納率 (99.42%) = 保険料収納必要額	...
÷ 3 年間の延べ第 1 号被保険者数 = 年間保険料基準額	...

項 目	金額等 (3 か年分)		備 考
	5 期	6 期	
給付費等合計	65,621,439	69,213,595 千円	標準給付費見込額 66,583,531 千円 地域支援事業費 2,630,064 千円
第 1 号被保険者負担額	13,780,502	15,226,991 千円	5 期: ×21%、6 期: ×22%
財政調整交付金相当額	1,023,225	797,582 千円	5 期計画: 1.59 6 期計画 (平均) 1.20 H27: 1.37、H28: 1.20、H29: 1.03
準備基金取崩額	-	574,985 千円	
財政安定化基金償還金	338,830	- 千円	
市町村特別給付費	4,050	4,352 千円	
保険料総額	13,100,157	13,858,775 千円	- - + +
保険料収納率を加味した必要額	13,172,606	13,939,625 千円	÷ 99.42%
3 年間延べ第 1 号被保険者数	168,309	178,962 人	保険料算定上の人数
年間保険料基準額	(年) 78,300 (月) 6,525	(年) 77,900 (月) 6,491 円	

千円未満を四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある。

(1) 当市の人口推計

(単位: 人)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	200,377	199,006	197,568	196,068	191,238	182,217
高齢者人口	57,544	58,709	59,527	60,125	61,061	59,836

平成 26 年住民基本台帳・外国人登録人口 (各年 10 月 1 日現在)

平成 27 年以降は、コーホート要因法による人口推計を基本とし、『新潟県人口推計シート』を用いて推計

(2) 要介護認定者数 (要介護度別) の推計

要介護 5 は減少傾向。要支援認定者数には総合事業を利用する人を含む。

(単位: 人)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 26 年 10 月	1,461	1,962	2,312	2,426	1,945	1,624	1,388	13,118
平成 27 年 10 月	1,500	1,996	2,436	2,454	2,034	1,713	1,284	13,417
平成 28 年 10 月	1,530	1,996	2,552	2,490	2,109	1,770	1,237	13,684
平成 29 年 10 月	1,556	2,073	2,645	2,467	2,149	1,810	1,171	13,871

(3) 標準給付費見込額

(単位: 千円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計	
a. 標準給付費見込額	21,806,949	22,134,210	22,642,372	66,583,531	
ア	居宅サービス等	10,282,808	10,421,726	10,613,866	31,318,400
	地域密着型サービス (ニ特含)	2,957,261	3,000,374	3,268,629	9,226,264
	施設サービス	7,271,626	7,428,886	7,428,886	22,129,398
	+ +	20,511,695	20,850,986	21,311,381	62,674,062
	一定所得者負担増による給付費減	73,316	111,843	114,681	299,840
	総給付費	20,438,379	20,739,143	21,196,700	62,374,222
イ	特定入所者介護サービス費等給付額	978,893	1,022,308	1,063,555	3,064,755
	補足給付の資産等勘案による減 補足給付費	32,730	73,787	88,475	194,992
ウ	高額介護サービス費	355,894	378,711	400,553	1,135,158
エ	高額医療合算介護サービス費	47,378	49,022	50,666	147,066
オ	審査支払い手数料	19,135	18,813	19,373	57,321

千円単位に数字を調整しているため、合計が合致しない場合がある。

一定所得者負担増による給付費の減額分、補足給付の試算等勘案による給付費の減額分は、国から示された算定シートに当市の低所得者関連の係数を用いて算出。

(4) 地域支援事業費見込額

(単位: 千円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
地域支援事業費見込額	727,193	970,856	932,015	2,630,064
総合事業	307,708	539,930	498,458	1,346,096
包括的支援事業	280,651	288,651	288,651	857,953
任意事業	138,834	142,275	144,906	426,015

【第1号被保険者の保険料段階と負担割合の設定の考え方】

【国の方針】

- 公費投入による低所得者の保険料負担の軽減（新規）
 - 保険料基準額が上昇しても、低所得者が支払い可能な負担額となるように、公費投入による保険料軽減を可能とする。公費投入の軽減幅は、政令に定める範囲内で保険者が定める。
- 国の標準段階の設定と弾力化（多段階化）
 - 標準段階数を9段階（5期は6段階）とする。
 - 市民税世帯非課税層のうち、これまでの第1段階と第2段階を統合する。
 - 所得に応じたきめ細やかな保険料段階設定が可能となるように、保険者の判断で段階数を標準よりも増やす（最高20段階まで）ことを可能とする。
 - 標準よりも多段階に設定できるのは、5期と同様に市民税本人課税層のみとする。
- 各所得段階の保険料負担割合は保険者が定める
 - 国の示す標準負担割合を用いずに、各段階の負担割合を保険者が定めることができる。

【国の方針に基づく当市の保険料段階と負担割合について】

〔市民税非課税世帯の段階数の統合と市民税課税世帯の多段階化の継続〕

- 5期の第1段階と第2段階を国の制度に基づき統合（新第1段階）します。
- 市民税課税層の段階数を標準より多段階化します。
- 5期の第9段階を、合計所得160万円を境界として細分化します。

〔公費投入による市民税非課税世帯の人の保険料軽減〕

- 国が定めた軽減幅の上限額に当たる公費を新第1段階から新第3段階に投入します。

〔市民税本人非課税世帯課税の人及び市民税課税の人の保険料軽減〕

- 市民税世帯非課税層への公費投入効果を市民税課税層や本人非課税世帯課税層に反映します。
- 5期では、第6段階の負担割合を1.00とし、保険料基準額をそのまま適用する段階（以下、基準段階という）を設定していました。公費投入が可能となった6期において、基準段階以外の保険料負担割合を下げることも可能な中、基準段階だけが負担割合を1.00のままとすることは不公平感があることから、第6段階（新第5段階）の負担割合を0.02引き下げ、0.98に設定します。これにより、保険料基準額をそのまま適用する段階はなくなります。

第5期と第6期の介護保険料の段階設定等の変更点

段階数	5期		6期		
	15	世帯非課税 本人非課税・世帯課税 本人課税	4 2 9	15	世帯非課税 本人非課税・世帯課税 本人課税
保険料基準額	6,525円		6,491円		
負担割合	0.34～2.8		0.3～2.66		
保険料基準額を適用する段階	第6段階（負担割合1.00）		設定しない（新第5段階の負担割合：0.98）		
公費投入 （一般会計繰入）	制度なし		公費投入額	左記のうち市（一般会計）の負担額	
			H27	199,038	49,760
			H28	202,910	50,727
			H29	205,785	51,446
			合計	607,733	151,933

第6期介護保険事業計画期間における第1号被保険者介護保険料（案）

保険料基準額	年額 77,900円	月額 6,491円
--------	------------	-----------

段階 ()は負担割合	所得段階の要件	年額保険料 (月額保険料) 単位：円		備考		
		5期	6期			
第1段階 (0.34)	生活保護者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人	26,600 (2,217)	23,400 (1,950)	新第1から第5段階までの所得要件の変更不可 各段階の負担割合は保険者が自由に設定可		
第2段階 (0.45)		35,200 (2,933)				
第3段階 (0.51)	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の人	39,900 (3,325)	26,500 (2,208)			
第4段階 (0.56)	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える人	43,800 (3,650)	42,100 (3,508)			
第5段階 (0.92)	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人（世帯内に市民税課税者がいる場合）	72,000 (6,000)	70,100 (5,841)			
(基準額) 第6段階 (1.00)	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超える人（世帯内に市民税課税者がいる場合）	78,300 (6,525)	76,300 (6,358)			
第7段階 (1.15)	市民税課税で、合計所得金額が50万円未満の人	90,000 (7,500)	88,000 (7,333)		新第6段階以降の所得要件の変更可 課税層の段階数（国の標準は4区分）は最大15区分（総合計20段階）まで可 各段階の負担割合は保険者が自由に設定可	
第8段階 (1.20)	市民税課税で、合計所得金額が50万円以上125万円未満の人	93,900 (7,825)	91,900 (7,658)			
第9段階 (1.35)	新第8段階 (1.30)	市民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	105,700 (8,808)			
	新第9段階 (1.32)	市民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	102,800 (8,566)			
第10段階 (1.65)	第10段階 (1.61)	市民税課税で、合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	129,100 (10,758)			125,400 (10,450)
第11段階 (1.95)	第11段階 (1.91)	市民税課税で、合計所得金額が250万円以上350万円未満の人	152,600 (12,717)			148,800 (12,400)
第12段階 (2.25)	第12段階 (2.20)	市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	176,100 (14,675)			171,400 (14,283)
第13段階 (2.60)	第13段階 (2.54)	市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	203,500 (16,958)			197,900 (16,491)
第14段階 (2.70)	第14段階 (2.62)	市民税課税で、合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	211,300 (17,608)			204,100 (17,008)
第15段階 (2.80)	第15段階 (2.66)	市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	219,100 (18,258)	207,200 (17,266)		

所得段階別の保険料年額は、第1号被保険者の保険料基準額（年額）に所得段階別の負担割合を乗じ、50円未満切捨て、50円以上切り上げて端数処理したもの。また、月額は年額を12か月で割った額（小数点以下切捨て）。

第6期介護保険料段階数と負担割合について(案)

保険料基準額 **77,900** (円/年) **6,491** (円/月)

未反映要素(報酬改訂)があるため、最終額は変更となる可能性があります。

第5期介護保険料					第6期介護保険料(試算)																
所得段階 (負担割合)	月額 (円) (A)	年額 (円) (B)	人数(3か年)		段階の説明	所得段階 …公費投入 可能な段階 (負担割合)	段階の説明	人数等(3か年)			基準額に対する負担割合			保険料算定の 基となる被保 険者数 (K=D×H)	保険料				保険料収納額等(3か年)		
			人数 (C)	保険料計算 上の人数 (C×負担割 合)				人数 (D)	構成比 (%)	公費投入 前の割合 (H)	公費投入 割合 (I)	公費投入 後割合 (J)	月額 (円) (L=J÷12 か月)		年額 (円) (M=78,100 ×J)	5期との差 (月額:円) (N=L-A)	5期との差 (年額:円) (O=M-B)	保険料収入額 (円) (Y)	公費負担額 (円) (Z)	保険料相当 収納額合計 (円) (Y+Z)	
第1段階 (0.34)	2,217	26,600	1,046人	356人	生活保護者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人	第1段階 (0.50-0.2=0.3)	世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入80万円以下、生活保護世帯、老齢福祉年金受給者	22,562人	(12.68)	0.50	0.20	0.30	11,281	1,950	23,400	267	3,200	527,950,800	351,515,960	879,466,760	
第2段階 (0.45)	2,933	35,200	21,794人	9,807人	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の計が80万円以下の人	第2段階 (0.59-0.25=0.34)	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の人	10,960人	(6.16)	0.60→ 0.59	0.25	0.34	6,466	2,208	26,500	1,117	13,400	290,440,000	213,446,000	503,886,000	
第3段階 (0.51)	3,325	39,900	9,199人	4,691人	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	第3段階 (0.59-0.05=0.54)	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	10,981人	(6.17)	0.60→ 0.59	0.05	0.54	6,479	3,508	42,100	142	1,700	462,300,100	42,770,995	505,071,095	
第4段階 (0.56)	3,650	43,800	9,126人	5,111人	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	第4段階 (0.90)	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	34,751人	(19.52)	0.90	-	0.90	31,276	5,841	70,100	159	1,900	2,436,045,100	-	2,436,045,100	
第5段階 (0.92)	6,000	72,000	39,501人	36,341人	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	第5段階 (0.98)	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	34,222人	(19.23)	0.98	-	0.98	33,538	6,358	76,300	167	2,000	2,611,138,600	-	2,611,138,600	
第6段階 (基準額) 1.00	6,525	78,300	31,278人	31,278人	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)																
第7段階 (1.15)	7,500	90,000	5,484人	6,307人	50万円未満	第6段階 (1.13)	合計所得50万円未満	6,333人	(3.56)	1.13	-	1.13	7,156	7,333	88,000	167	2,000	557,304,000	-	557,304,000	
第8段階 (1.20)	7,825	93,900	18,270人	21,924人	50万円以上、125万円未満	第7段階 (1.18)	合計所得50万円以上125万円未満	22,741人	(12.78)	1.18	-	1.18	26,834	7,658	91,900	167	2,000	2,089,897,900	-	2,089,897,900	
第9段階 (1.35)	8,808	105,700	18,856人	25,456人	125万円以上200万円未満	第8段階 (1.30)	合計所得125万円以上160万円未満	11,085人	(6.23)	1.30	-	1.30	14,411	8,441	101,300	367	4,400	1,122,910,500	-	1,122,910,500	
						第9段階 (1.32)	合計所得160万円以上200万円未満	9,590人	(5.39)	1.32	-	1.32	12,659	8,566	102,800	242	2,900	985,852,000	-	985,852,000	
第10段階 (1.65)	10,758	129,100	6,487人	10,704人	200万円以上250万円未満	第10段階 (1.61)	合計所得200万円以上250万円未満	5,905人	(3.32)	1.60→ 1.61	-	1.61	9,507	10,450	125,400	308	3,700	740,487,000	-	740,487,000	
第11段階 (1.95)	12,717	152,600	3,482人	6,790人	250万円以上350万円未満	第11段階 (1.91)	合計所得250万円以上350万円未満	4,098人	(2.30)	1.89→ 1.91	-	1.91	7,827	12,400	148,800	317	3,800	609,782,400	-	609,782,400	
第12段階 (2.25)	14,675	176,100	1,788人	4,023人	350万円以上500万円未満	第12段階 (2.20)	合計所得350万円以上500万円未満	2,141人	(1.20)	2.18→ 2.20	-	2.20	4,710	14,283	171,400	392	4,700	366,967,400	-	366,967,400	
第13段階 (2.6)	16,958	203,500	795人	2,067人	500万円以上700万円未満	第13段階 (2.54)	合計所得500万円以上700万円未満	1,115人	(0.63)	2.51→ 2.54	-	2.54	2,832	16,491	197,900	467	5,600	220,658,500	-	220,658,500	
第14段階 (2.70)	17,608	211,300	399人	1,077人	700万円以上900万円未満	第14段階 (2.62)	合計所得700万円以上900万円未満	491人	(0.28)	2.60→ 2.62	-	2.62	1,286	17,008	204,100	600	7,200	100,213,100	-	100,213,100	
第15段階 (2.80)	18,258	219,100	849人	2,377人	900万円以上	第15段階 (2.66)	合計所得900万円以上	1,015人	(0.57)	2.66	-	2.66	2,700	17,266	207,200	992	11,900	210,308,000	-	210,308,000	
			168,354人	168,309人				177,990人	(100.00)				178,962					13,332,255,400	607,732,955	13,939,988,355	

第5期計画における施策の基本方向

高齢者保健福祉の総合的な推進

- ・介護が必要にならないための保健福祉サービスや疾病予防等の介護予防の充実を図る

介護基盤整備の計画的な推進

- ・介護基盤の質的・量的な整備を図る
- ・介護が必要となっても住み慣れた地域で生活できるよう居宅サービスを充実

人権を尊重する介護の制度的な推進

- ・自己決定につなげる支援状況を整える
- ・成年後見制度等の普及・啓発

第5期の検証結果（当市の現状）

保険給付費、要介護認定者数が計画値よりも減少（特に要介護4・5）

地域包括ケアシステムの構築に向け多様な職種による連携のもと地域ケア会議を実施

高齢者健康支援訪問事業を始めとした個別保健指導の実施により、ハイリスク者の要介護状態への移行を抑制

計画に基づき、施設整備を実施

特別養護老人ホームの入所指針の運用状況を調査し、施設長等との協議を踏まえ、見直し案を作成

これらの現状を踏まえて

介護保険制度の主な改正内容【国】（平成27年4月～）

地域包括ケアシステムの構築

- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援サービスの充実、強化
- ・全国一律の予防給付のうち通所介護・訪問介護のサービスを市町村が行う地域支援事業へ移行し、多様化
- ・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定

費用負担の公平化

- ・低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- ・一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ（平成27年8月～）
- ・補足給付の要件に資産等を追加（非課税年金の勘案は平成28年8月～）

上越市第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画

第6期介護保険事業計画の目標（基本姿勢）

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点取組事項

在宅医療・介護連携の推進...情報共有システムの運用開始、多様な職種による会議、研修会の実施

認知症施策の推進...認知症初期集中支援チームを新設し、早期からの支援体制を強化

地域ケア会議の推進...4つのレベルの地域ケア会議を通じた課題抽出や支援策などの協議

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進...協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置

地域包括ケアシステムの構築に向けた当市独自の取組

介護予防の推進

- ・要介護認定状況の分析、保健師・栄養士による高齢者健康支援訪問事業を始めとした、個別保健指導による生活習慣病等の重症化予防を充実
- ・軽度の要介護認定者に対し、保健師・栄養士が介護支援専門員と連携しケアプランを作成することで、介護の重度化予防を図る

生きがい・居場所づくりの推進

- ・地域単位で通いの場を設置し、高齢者の居場所と出番を創出し、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを推進

高齢者の見守り・地域支え合いの推進

- ・地域住民、事業所、関係機関、行政等が連携し、地域における見守り体制を強化

2. 均衡のとれたサービス基盤の展開

サービスの提供範囲が限られている居宅サービスについては、空白エリアが生じないように対応する各地区・地域の実情に即した展開が図られるよう地域密着型サービスの充実を図る

当市の将来像

2025年（平成37年）の当市の姿

高齢者が住み慣れた地域でサービスや支援を受けるなど地域支え合いの体制が構築されている状態

一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、生活習慣病等の重症化を始めとして介護予防に取り組んでいる状態

家族や地域の人々が認知症を正しく理解し全ての認知症の人が安全・安心な生活を営んでいる状態

重度な要介護状態になっても、24時間365日安心して快適な生活を送ることができるよう、医療・介護・住まいなどの環境が充実している状態

上越市第6次総合計画

- 高齢者福祉の推進
- 市民活動の促進
- ・戦略1（暮らしの安心感を高める「つながり」の構築）

上越市健康増進計画

- 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ・健康寿命の延伸
- ・健康格差の縮小

上越市データヘルス計画

- レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス（医療保険者によるデータ分析に基づく保健指導）の推進
- 策定中

上越市障害者福祉計画

- だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる自立と共生のまちをつくる